

12月2日から「選定療養費の徴収」方法が一部変更になります

1 制度の概要

茨城県では、重篤な救急患者の受入れなど、大病院が本来の役割を果たし、本県の救急医療体制を維持するため、令和6年12月2日（月曜日）午前8時30分から、救急車で搬送された方のうち、救急車要請時の緊急性が認められない場合は、一部の大病院において選定療養費を徴収することとなります。詳しくは、茨城県のホームページをご確認ください。

2 いばらき消防指令センターの対応等

いばらき消防指令センターの業務は、119番通報を受け、直近の消防車や救急車の出動指令を出しています。

これまでと変わらず、助けを必要としている県民の皆様に、救急車の出動指令をいち早く、的確に対応してまいります。

県民の皆様におかれましては、緊急性があるときには、躊躇することなく通報してください。
職員一丸となり最善を尽くしてまいります。

3 関連リンク先

茨城県のホームページ

[救急搬送における選定療養費の徴収について／茨城県](#) (URL)

＃7119・＃8000

[急な病気やケガで救急車を呼ぶか迷ったときは／茨城県](#) (URL)